

北海道学生テニス連盟規約

第1章 総則

- 第1条 本連盟は北海道学生テニス連盟と称する。
- 第2条 本連盟は学生自治のもとに学生精神向上、学生庭球の発展並びに加盟校相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本連盟は本部を札幌に置く。
事務所住所：札幌市北19条西3丁目1-31第二藤井マンション101

第2章 組織

- 第4条 本連盟は北海道内に所在する学校教育法による大学、短期大学を以って組織する。

第3章 事業

- 第5条 本連盟は第2条の目的を達成するため、全日本学生テニス連盟に所属し、下記の事業を行う。
1. 北海道大学対抗テニスリーグ戦を行う。
 2. 北海道学生テニストーナメント大会、北海道テニス選手権大会並びにその予選大会を行う。
 3. 北海道学生テニス新進戦を行う。
 4. 北海道学生選抜室内テニス選手権大会を行う。
 5. 全日本大学対抗テニス王座決定試合に代表校を派遣する。
 6. 全日本学生選手権大会に選手を派遣する。
 7. 全日本学生室内テニス選手権大会に選手を派遣する。
 8. 北海道学生テニスランキングを発表する。
 9. 前項のほかに、第2章に定める目標を達成するために必要な事業を行う。

第4章 加盟団体の資格及び業務

- 第6条 本連盟に加盟しうる団体資格は、学校教育法による大学、短期大学とする。但し、幹事会の審議の結果承認されたものはその限りではない。
なお、高等専門学校は原則資格を擁しない。
- 第7条 新たに加盟せんとする大学、短期大学は、本連盟の幹事会の承認を必要とする。
- 第8条 加盟団体は毎年第2回幹事会までに所定の書式にしたがって登録し、且第9条に定める加盟費、登録費を納入しなければならない。当連盟に登録されていないものは、当連盟主催の大会に出場することはできない。但し、新入登録者は大会に出場する際、登録することを認める。
- 第9条 加盟費は団体戦に出場する団体1加盟団体につき年額10,000円、登録費は加盟者1人につき2,500円とする。
- 第10条 加盟団体は下記の理由により、その資格を失うものとする。

1. 加盟団体が解散したとき。
2. 脱退を申し出たとき。
3. 加盟費、登録費を納入しなかったとき、また他の加盟団体の業務を怠り幹事会により除名されたとき。

第11条 加盟団体は連盟規約を遵守しなければならない。

第5章 役員

第12条 本連盟に下記の役員を置く。

役員 幹事長 1名、副幹事長 2名、
会計 1名、会計監査 1名、
幹事 各加盟大学より1名ずつ

第13条 幹事は各団体より1名選出する。

第14条 幹事長、副幹事長は幹事の互選により選出する。

第15条 幹事の任期は1年とし、1月1日から12月31日までとする。又、留意は妨げないが会計の任期は1年とする。

第6章 幹事会

第16条 幹事会は原則として1月に行うほか、幹事会がその必要を認めたとき及び加盟団体の3分の1以上の要請があったとき、これを行うことができる。

第17条 幹事会は幹事長又は副幹事長が議長となるものとし、いずれかの出席がなければ幹事会を開くことはできない。

第18条 幹事会は幹事総数の過半数を以って成立し、決議は有議決権者の過半数を以ってこれを議決する。可否半数の場合は議長がこれを決定する。

第19条 幹事会の議決権は各加盟団体につき1票とし、役員は全て議決権を有するものとする。

第20条 幹事会に付議される事項は次の通りである。

1. 会計決算及び予算
2. 事業報告及び予算
3. 規約の改正
4. 主催する大会に関する件
5. その他の重要事項

第21条 幹事会に於いて、本規約の改正を行う際は、有議決権者の3分の2以上が必要である。

第22条 幹事長は緊急を要する議題については書面をもって各団体に計り、決定することができる。

第23条 幹事会に委任を委託せずして欠席した加盟団体はその会議に関する全ての権利を放棄したものとみなされる。但し、会議の議決により発生した義務は負わなければならない。

第7章 大会

- 第24条 本連盟の主催する北海道大学対抗テニスリーグ戦の開催要項は、主将会議により決定される。
- 第25条 各種大会要項は、幹事会により決定され、大会開始1週間前以前に発表されなければならない。
- 第26条 本連盟主催の大会シード選手、シード順位及び即本選手は、幹事会におけるシード会議で決定される。
- 第27条 各種大会の予選ドローは、学連の厳正な抽選により決定され、コート割と共に、大会開始の1週間以前に発表されなければならない。
その他、大会に関する詳細は後に記載する。

第8章 会計

- 第28条 本連盟の会計年度は、1月1日に始まり、12月31日に終了する。
- 第29条 本連盟の収入は次の通りである。
1. 連盟加盟費
 2. 連盟登録費
 3. 各種大会剰余金
 4. 前年度繰越金
 5. 出版による収入（広告料）
 6. その他収入
- 本連盟の支出は次の通りである。
1. 経常費
 2. 臨時費

第9章 罪罰

- 第30条 本連盟は登録者の除名を含む適当な処分を課すことがある。この処分は、幹事会に於いて有議決権者の4分の3以上の同意を以って決定するものとする。処分の基準は下記の通りとする。
1. 学生スポーツ精神に反する行為をしたもの。
 2. 素行不良などの理由により加盟資格を有する大学及び短期大学に於いて懲戒以上の処分を受けたもの。
- 第31条 本規則に必要な細則は、幹事会に於いて定めるものとする。